

## 羽生市自動体外式除細動器（AED）貸出実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、市内で開催される行事において、参加者が心停止状態に陥った際の救急救命活動に備えるため、当該行事を主催する団体へ自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

### （貸出機器）

第2条 この要綱の規定により貸し出すAEDは、消防本部内に保管するものとする。

### （貸出対象行事）

第3条 AEDの貸出しの対象となる行事（以下「貸出対象行事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する行事であって、当該行事の会場に貸出しを希望する期間を通じて医療従事者、救急救命士又はAEDの使用に係る普通救命講習を修了している者が配置されるものとする。

- (1) 市内で開催される行事であること。
- (2) 当該行事の参加者が概ね10人以上であること。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行事でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行事でないこと。
- (5) 当該行事の参加者に対して営業又は勧誘を行うことを目的とした行事でないこと。

### （貸出対象団体）

第4条 AEDの貸出しの対象となる団体は、貸出対象行事を主催する団体とする。

(貸出期間及び貸出台数)

第5条 AEDの貸出期間及び貸出台数は、次条の規定による申請1回につき次のとおりとする。ただし、消防長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 貸出期間 4日以内

(2) 貸出台数 1台

(貸出手続)

第6条 AEDの貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日の属する月の3か月前の初日から当該貸出しを受けようとする日の2週間前の日（当該貸出しを受けようとする日までに他に貸出しを受けようとする者がいない場合にあっては、当該貸出しを受けようとする日）までに、AED貸出申請書（様式第1号）を消防長に提出しなければならない。

(貸出しの決定等)

第7条 消防長は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、貸出しを承認する場合はAED貸出承認通知書（様式第2号）により、貸出しを承認しない場合はAED貸出不承認通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により貸出しの承認の通知を受けたもの（以下「借受者」という。）は、AEDを借り受けるときは、AED貸出承認通知書を消防長に提示するものとする。

(費用の負担)

第8条 AEDの貸出しは、無償とする。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、借受者の負担とする。ただし、貸出期間中、救急救命活動に使用した電極パッドその他のAEDに付属する消耗品に係る経費は、本市の負担とする。

(遵守事項)

第9条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AEDを常に良好な状態で管理すること。
- (2) AEDを取扱説明書に基づき適切に使用すること。
- (3) AEDを救急救命の目的以外に使用しないこと。
- (4) AEDを処分し、転貸し、又は譲渡しないこと。
- (5) AEDを返却期日までに返却すること。

(損害賠償の義務)

第10条 借受者は、故意又は過失によってAEDを紛失し、又は棄損したときは、AED亡失・損傷報告書（様式第4号）を速やかに消防長に提出するとともに、AEDを原状に復し、又はその相当額を弁償しなければならない。

(返還)

第11条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、AEDの返還を求めることができる。

- (1) 借受者がAEDを使用しなくなったとき。
- (2) 借受者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他消防長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償責任)

第12条 市は、貸し出したAEDにより生じた事故については、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

(宛先)

羽生市消防長

申請者の住所（施設名）\_\_\_\_\_

団体名（所属）\_\_\_\_\_

氏　名（代表）\_\_\_\_\_印

連絡先電話番号\_\_\_\_\_

A E D 貸出申請書

AEDの貸出しを受けたいので、羽生市自動体外式除細動器（AED）貸出実施要綱第9条に規定する遵守事項に同意のうえ、同要綱7条の規定により次のとおり申請します。

主催団体名 代表者氏名			
行事等名称			
開催目的			
開催場所			
参加人員	約　　人	資格者の有無	有（種別　　）・無
開催期間	年　月　日（　）午前・午後～　年　月　日（　）午前・午後		
貸出希望期間	年　月　日（　）　時　分～　年　月　日（　）　時　分		
その他（行事等の順延予定等）			

- ※ 貸出期間中に、故意又は過失により機器を亡失し、又は損傷した場合は、原状回復をして頂きますので、取扱いには十分注意をして下さい。
- ※ 貸し出したAEDにより生じた事故等については、本市は、一切の責任を負いません。
- ※ 資格者については、証明書類（免許証又は講習修了証）の写しを提出して下さい。

様式第2号（第7条関係）

第  
年  
月  
日  
号

団体名等

代表者名

様

羽生市消防長

AED貸出承認通知書

年　月　日付けで申請のあったAEDの貸出しについて、次の  
とおり、承認したので通知します。

主 催 団 体 名 代 表 者 氏 名			
行 事 等 名 称			
開 催 目 的			
開 催 場 所			
貸 出 決 定 期 間			
年　月　日（　）　時　分～　年　月　日（　）　時　分			
貸 出 台 数			
機 器 名 ・ シ リ ア ル N o.	名 称	番 号	
貸 出 条 件			

※ AEDの借受時には、本通知書を持ってお越し下さい。

※ 貸出期間中に、故意又は過失により機器を亡失し、又は損傷した場合は、原  
状回復をして頂きますので、取扱いには十分注意をして下さい。

※ 貸し出したAEDにより生じた事故等については、本市は、一切の責任を負  
いません。

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

団体名等

代表者名

様

羽生市消防長

A E D貸出不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったA E Dの貸出しについて、次  
とおり、不承認としたので通知します。

理由

様式第4号（第10条関係）

年　月　日

(宛先)

羽生市消防長

申請者の住所（施設名）\_\_\_\_\_

団体名（所属）

氏　名（代表）

印

連絡先電話番号\_\_\_\_\_

AED亡失・損傷報告書

第　　号で借用したAEDについて、次のとおり報告します。

行事等名称									
貸出期間	年	月	日	( )	～	年	月	日	( )
機器名・シリアルNo.									
発生日時	年	月	日	( )	時	分	頃		
発生場所									
発生原因									
亡失、損傷等に至った経緯									

※ 亡失、損傷等に至った経緯をできるだけ詳細に記入して下さい。